

福島町移住促進引越支援補助金交付要綱

令和5年323日
要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、福島町（以下「町」という。）へ移住しようとする者に対し、福島町移住促進引越支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、移住に係る引越費用の負担を軽減し、町への移住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 町へ移住しようとする世帯の世帯主、その他に属する者及び生計を一にする者をいう。
- (2) 公務員 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（内定者を含む。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員（内定者を含む。）をいう。
- (3) 市区町村税 市区町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる移住者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、町長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 令和5年4月1日以降に町に転入していること。
- (2) 過去に本町の住民基本台帳への記載がないこと
- (3) 転勤、就学その他一時的な居住ではなく、転入した日（以下「転入日」という。）から5年以上本町に定住する意思があること。
- (4) 移住者及び住宅所有者（当該移住者と契約締結した住宅に係る所有権を有する者をいう。）が3親等以内の親族でないこと。
- (5) 当該補助金に類する他の補助金を受けていないこと。
- (6) 公務員でないこと。
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する扶助を受けていないこと。
- (8) 日本国籍を有していない者は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他法令の規定に基づき、日本国の永住許可を受けていること。
- (9) 移住者が次に掲げるものの滞納がないこと。
 - ア 町税
 - イ 後期高齢者医療保険料
 - ウ 介護保険料
 - エ 保育料
 - オ 学童保育料
 - カ 浄化槽使用料
 - キ 月額一般廃棄物処理手数料
 - ク 町有地貸付料

- ケ 町有建物貸付料
- コ 工場貸付料
- サ 町営住宅使用料
- シ 町有住宅貸家料
- ス 水道料
- セ 地先船揚場使用料
- ソ 奨学資金貸付金収入

(10) 福島町暴力団排除条例（平成25年福島町条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団関係事業者でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、単身世帯は10万円とし、それ以外の世帯は20万円とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、転入後3カ月以内に福島町移住促進引越支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 住民票謄本
- (3) 戸籍の附票
- (4) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、福島町移住促進引越支援補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに福島町移住促進引越支援補助金交付請求書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第8条 当町は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 転入日から5年以内に転出したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、福島町移住促進引越支援補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、交付決定者が第1項第3号の規定に該当する場合は、次の表に掲げる期間に応じた額を返還させることができる。

転入日からの経過年数	返還を求める額
------------	---------

3年未満	交付決定額の100分の100
3年以上5年以内	交付決定額の100分の50

4 町長は、第1項の規定により交付決定者に損害が生じることがあっても、その損害の賠償の責めを負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)